

滋賀県国民保護計画（本編） 新旧対照表

編	章	頁	現行	変更案	理由等								
1	3	9	【指定公共機関および指定地方公共機関】 <table><tr><td>機関の名称</td><td>事務または業務の大綱</td></tr><tr><td>病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	機関の名称	事務または業務の大綱	病院その他の医療機関	1 医療の確保	【指定公共機関および指定地方公共機関】 <table><tr><td>機関の名称</td><td>事務または業務の大綱</td></tr><tr><td><u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	機関の名称	事務または業務の大綱	<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保	国の基本指針 の変更に伴う 変更
機関の名称	事務または業務の大綱												
病院その他の医療機関	1 医療の確保												
機関の名称	事務または業務の大綱												
<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保												
2	1	19	第1 県における組織・体制の整備 <u>(新規)</u>	第1 県における組織・体制の整備 <u>5 医療提供体制の確保</u> <u>県は、武力攻撃事態等においては、保健医療福祉活動に 従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の 連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を 遅延なく行うための体制の整備に努める。</u>	国の基本指針 の変更に伴う 変更								
2	1	29	第5 研修および訓練 <u>2 訓練</u> (3) 訓練に当たっての留意事項 ア～カ (略) <u>(新規)</u>	第5 研修および訓練 <u>2 訓練</u> (3) 訓練に当たっての留意事項 <u>キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実 施する際は、指定公共機関および指定地方公共機関に 対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとす る。</u>	国の基本指針 の変更に伴う 変更								
2	2	32	<u>4 交通の確保に関する体制等の整備</u> (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両に係る確認手続	<u>4 交通の確保に関する体制等の整備</u> (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両に係る確認手続	災害対策基本 法施行令(R5) の改正に伴う								

編	章	頁	現 行	変 更 案	理 由 等																																								
			県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、 <u>事前届出・確認制度</u> の整備を図る。	県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、 <u>確認制度</u> の整備を図る。	もの																																								
2	2	32	5 避難施設の指定 (1) 避難施設の指定の考え方 県は、<u>(新規)</u>区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。 また、避難住民が多数発生した場合に備えて、市町と連携し、関係機関の協力を得て、避難施設の確保に努める。	5 避難施設の指定 (1) 避難施設の指定の考え方 県は、<u>避難施設の確保に係る基本的な方針および</u>区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。 また、避難住民が多数発生した場合に備えて、市町と連携し、関係機関の協力を得て、避難施設の確保に努める。	国の基本指針 の変更に伴う 変更																																								
2	3	34	第 1 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握 【施設の種類および所管省庁】 <table><tr><td>国民保護施行令</td><td>各号</td><td>施 設 の 種 類</td><td>所管省庁名</td></tr><tr><td rowspan="5">第 2 7 条</td><td>1 号</td><td><u>発電所</u>、変電所</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td>2 号</td><td>ガス工作物</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td>3 号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設 配水池</td><td><u>厚生労働省</u></td></tr><tr><td>4 号</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>5 号</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>総務省</td></tr></table>	国民保護施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	第 2 7 条	1 号	<u>発電所</u> 、変電所	経済産業省	2 号	ガス工作物	経済産業省	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設 配水池	<u>厚生労働省</u>	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	第 1 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握 【施設の種類および所管省庁】 <table><tr><td>国民保護施行令</td><td>各号</td><td>施 設 の 種 類</td><td>所管省庁名</td></tr><tr><td rowspan="5">第 2 7 条</td><td>1 号</td><td><u>発電用もしくは蓄電用の施設</u> 、変電所</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td>2 号</td><td>ガス工作物</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td>3 号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、<u>配水池</u></td><td><u>国土交通省</u></td></tr><tr><td>4 号</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>5 号</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>総務省</td></tr></table>	国民保護施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	第 2 7 条	1 号	<u>発電用もしくは蓄電用の施設</u> 、変電所	経済産業省	2 号	ガス工作物	経済産業省	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 <u>配水池</u>	<u>国土交通省</u>	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	「生活関連等 施設の安全確 保の留意点」 の一部変更 (R8)に伴う もの
国民保護施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名																																										
第 2 7 条	1 号	<u>発電所</u> 、変電所	経済産業省																																										
	2 号	ガス工作物	経済産業省																																										
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設 配水池	<u>厚生労働省</u>																																										
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																										
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省																																										
国民保護施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名																																										
第 2 7 条	1 号	<u>発電用もしくは蓄電用の施設</u> 、変電所	経済産業省																																										
	2 号	ガス工作物	経済産業省																																										
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 <u>配水池</u>	<u>国土交通省</u>																																										
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																										
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省																																										

編	章	頁	現行					変更案					理由等
					6号	放送用無線設備	総務省			6号	放送用無線設備	総務省	
					7号	水域施設、係留施設	国土交通省			7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
					8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省			8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
					9号	ダム	国土交通省			9号	ダム	国土交通省	
				第28条	1号	危険物	総務省消防庁		第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
					2号	毒劇物	厚生労働省			2号	毒劇物	厚生労働省	
					3号	火薬類	経済産業省			3号	火薬類	経済産業省	
					4号	高压ガス	経済産業省			4号	高压ガス	経済産業省	
					5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委 員会			5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	
					6号	核原料物質	原子力規制委 員会			6号	核原料物質	原子力規制庁	
					7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委 員会			7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	
					8号	毒薬、劇薬	厚生労働省、農林水産省			8号	毒薬、劇薬	厚生労働省、農林水産省	
					9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省			9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
					10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）			10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
					11号	毒性物質	経済産業省			11号	毒性物質	経済産業省	
3	4	54	第2 避難の指示等 2 避難の指示 (1) 住民に対する避難の指示 (略) 【避難の指示に際して調整を要する事項等】 (ア)～(カ) (略)					第2 避難の指示等 2 避難の指示 (1) 住民に対する避難の指示 (略) 【避難の指示に際して調整を要する事項等】 (ア)～(カ) (略)					国の基本指針 の変更に伴う 変更

編	章	頁	現行	変更案	理由等
			(キ) 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 a 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 b 国の対策本部長による <u>(新規)</u> 利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)	(キ) 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 a 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 b 国の対策本部長による <u>港湾施設、飛行場施設、道路</u> の利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)	
3	5	64	<u>1 救援の実施</u> (1) 救援の実施 (略) ア 収容施設の供与 イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与 ウ 医療の提供および助産 エ 被災者の捜索および救出 オ 埋葬および火葬 カ 電話その他の通信設備の提供 <u>(新規)</u> <u>キ</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 <u>ク</u> 学用品の給与 <u>ケ</u> 死体の捜索および処理 <u>コ</u> 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び	<u>1 救援の実施</u> (1) 救援の実施 (略) ア 収容施設の供与 イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与 ウ 医療の提供および助産 エ 被災者の捜索および救出 オ 埋葬および火葬 カ 電話その他の通信設備の提供 <u>キ 福祉サービスの提供</u> <u>ク</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 <u>ケ</u> 学用品の給与 <u>コ</u> 死体の捜索および処理 <u>サ</u> 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び	国の基本指針の変更に伴う変更

編	章	頁	現行	変更案	理由等
			込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
3	5	65	2 関係機関との連携 (1)～(3) (略) <u>(新規)</u> (4) 日本赤十字社との連携 (5) 緊急物資の運送の求め等 (6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送	2 関係機関との連携 (1)～(3) (略) <u>(4) 事業者との連携</u> <u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考に</u> <u>して、事業者との連携を図るものとする。</u> (5) 日本赤十字社との連携 (6) 緊急物資の運送の求め等 (7) 指定地方公共機関による緊急物資の運送	国の基本指針の変更に伴う変更
3	5	65	3 救援の内容 (1)～(2) (略) (3) 救援の内容 ア 収容施設の供与 (ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>設置可能な仮設小屋、天幕等</u>とその用地の把握） (イ) 仮設トイレの設置および清掃・消毒等の適切な管理 (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 <u>(エ) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u> (カ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造およ	3 救援の内容 (1)～(2) (略) (3) 救援の内容 ア 収容施設の供与 (ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等</u>とその用地の把握） (イ) 仮設トイレの設置および清掃・消毒等の適切な管理 (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 <u>(削除)</u> (エ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造およ	国の基本指針の変更に伴う変更

編	章	頁	現行	変更案	理由等
			び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応 <u>(長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握)</u> (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 <u>(新規)</u> (ク) 提供対象人数および世帯数の把握	び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 (オ) 収容期間が長期にわたる場合の対応 <u>(宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅および公営住宅等を含む。）の空室状況の把握および建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握)</u> (カ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 <u>(調達が困難な場合の、国等への支援要請)</u> (キ) 提供対象人数および世帯数の把握	
3	5	67	3 救援の内容 (3) 救援の内容 ア～オ (略) カ 電話その他の通信設備の提供 (ア)～(エ) (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	3 救援の内容 (3) 救援の内容 ア～オ (略) カ 電話その他の通信設備の提供 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 通信施設の提供にかかる指定公共機関および指定地方公共機関への協力要請および国等への支援要請</u> <u>キ 福祉サービスの提供</u> <u>(ア) 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</u> <u>(イ) これらの者からの相談対応</u> <u>(ウ) これらの者に対する避難生活上の支援</u> <u>(エ) 福祉避難所の設置</u>	国の基本指針の変更に伴う変更

編	章	頁	現行	変更案	理由等
			<u>キ</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 (ア)～(エ) (略) <u>(新規)</u> <u>ク</u> 学用品の給与 (ア)～(ウ) (略) <u>(新規)</u> <u>ケ</u> 死体の搜索および処理 <u>コ</u> 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	<u>(オ) 福祉サービスの提供にかかる国等への支援要請</u> <u>ク</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請</u> <u>ケ</u> 学用品の給与 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ) 教科書等の給与にかかる国等への支援要請</u> <u>コ</u> 死体の搜索および処理 <u>サ</u> 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
3	9	90	3 文化財の保護 (1) 重要文化財等に関する命令または勧告の告知等 ア <u>県教育委員会</u>は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令または勧告を行う場合には、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令または勧告を告知する。 イ また、当該命令または勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>県教育委</u>	3 文化財の保護 (1) 重要文化財等に関する命令または勧告の告知等 ア <u>県</u>は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令または勧告を行う場合には、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令または勧告を告知する。 イ また、当該命令または勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>県</u>に対し、	県の組織改編に伴うもの

編	章	頁	現行	変更案	理由等
			<u>員会</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。 (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行 ア <u>県教育委員会</u>は、文化庁長官から、所定の手続きに従って、国宝等（国宝または特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部または一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。 イ この場合において、<u>県教育委員会</u>は、<u>当該教育委員会</u>の職員のうちから、当該措置の施行および当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。 (3) 県指定等の文化財に関する勧告、指導および助言 <u>県教育委員会</u>は、武力攻撃災害による県指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導または助言を行う。	文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。 (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行 ア <u>県</u>は、文化庁長官から、所定の手続きに従って、国宝等（国宝または特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部または一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。 イ この場合において、<u>県</u>は、<u>県職員</u>のうちから、当該措置の施行および当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。 (3) 県指定等の文化財に関する勧告、指導および助言 <u>県</u>は、武力攻撃災害による県指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導または助言を行う。	